

川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン

第 1 章 総則

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくにはコーポレートガバナンスを確立していくことが必須である。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力する。

コーポレートガバナンスについては、グループ企業行動憲章、川崎汽船企業行動憲章実行要点に定めるほか、本ガイドラインの定めるところによる。

第 2 章 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保され、株主がその権利を適切に行使でき、株主の実質的な平等性が確保されるようにするため、以下各条に定める方策を実施する。

(株主の権利確保)

第 1 条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、次の各号に定める方策を実施する。

- 一 株主総会後に議決権行使結果の分析を行い、相当数の反対票が投じられた会社提案議案についてその理由の解明に努め、必要に応じて株主との対話などの対応を行う。
- 二 株主が株主名簿等の閲覧請求や各種の差止請求など株主の権利を行使する場合には、その権利行使が事実上妨げられることのないよう、当社内での手続きを迅速に進めるなど十分な配慮を行う。

(株主総会と議決権尊重)

第 2 条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場として機能するよう、次の各号の対応を行う。

- 一 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を、必要に応じ適確に提供する。
- 二 株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類等の株主総会資料を定時株主総会日の 4 週間前を目安に TDnet 及び当社ウェブサイト等に電子的に公表するよう努める。また、定時株主総会の招集通知を株主総会日の 3 週間前を目安に発送する。
- 三 株主へ提供する情報の正確性の確保や株主の株主総会議案に係る検討期間の確保等の観点を考慮したうえで、できる限り集中日を避けて株主総会を開催するよう努める。
- 四 株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができるよう、議

決権行使書面の送付に加え、議決権行使プラットフォーム及び議決権行使ウェブサイトを利用し、また株主総会資料全体の英訳を行う。

五 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合への対応について、証券代行会社と検討を行う。

(政策保有株式に関する方針)

第3条 当社は、原則として、純投資以外の目的で保有する上場株式（以下「政策保有株式」という。）を保有しないことを基本方針とする。ただし、資本業務提携その他当社事業の維持及び成長のために必要と判断される場合に限り、例外的に政策保有株式を保有することがある。この場合における取扱いは、次のとおりとする。

一 政策保有株式については、保有先企業との建設的な対話を行ったうえで少なくとも年1回、取締役会において、当該株式の保有目的が適切であるか、保有に伴う便益及びリスクが資本コストに見合っているか等について具体的に精査し、保有継続の合理性を検証するものとし、当該検証の内容及び考え方については、適切に開示を行う。

保有意義が希薄であると判断される場合には、当該企業の状況等を踏まえ、売却を進めるなどして保有の縮減を図る。

二 政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、政策保有の目的に照らし、発行会社並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資する議案であるかを精査し、必要に応じて発行会社との対話を行ったうえで、賛否を決定するものとする。

(政策保有株式への対応)

第4条 当社の株式を政策保有する会社（以下「政策保有株主」という）に対しては、当社は以下各号のとおり対応することとする。

一 政策保有株主から当社株式の売却の意向が示された場合には、当該政策保有株主の意向を尊重し、当該売却等を妨げる行為は行わないものとする。

二 政策保有株主との取引の実施又は継続を判断するにあっても、経済合理性を検証したうえで取引を継続するものとし、当社や株主の共同利益に反する取引を行わないものとする。

(大規模買付行為に対する対応)

第5条 当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組み、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じる。

(支配権の変動等をもたらす資本政策に関する対応)

第6条 増資等の支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際は、既存株主を不

当に害することのないよう、取締役会はその必要性・合理性を検討するものとする。検討にあたっては、取締役会は独立社外取締役の意見を聴取するなど適正な手続きを確保する。また、実施の目的等の情報開示を適時に行うなど株主への十分な説明に努める。

（関連当事者間の取引）

第7条 当社が当社の主要株主（議決権 10%以上）又は、当社の取締役及び執行役との取引を行う場合には、決裁基準規程の定めるところにより取締役会への付議・報告を行うものとする。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（株主以外のステークホルダーとの適切な協働）

第8条 当社は、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な対話と協働と、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

（適切な情報開示）

第9条 当社は、財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報及びサステナビリティを巡る課題への取組み等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。これらの開示、情報提供にあたっては、利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう留意する。

（適切な監査）

第10条 当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適切な監査の確保に向けて次の対応を行う。

- 一 監査委員会は、①「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を定め、②「会計監査人に対する評価項目」に基づき、会計監査人の独立性や専門性に関する評価を行う。
- 二 取締役会及び監査委員会は、①十分な監査時間の確保、②代表執行役社長と会計監査人との面談の機会の確保、及び③会計監査人と監査委員会、内部監査グループとの面談の機会の確保を行う。
- 三 監査委員会は、会計監査人から執行役や取締役の職務の執行に関し不正の行為等がある旨の報告を受けた場合は、監査委員会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は執行役に対する助言若しくは勧告などの必要な処置を講じる。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の責務)

第 11 条 取締役会は、企業価値、株主共同の利益の中長期的な増大を図るため、以下各号に掲げる業務を行う。

- 一 経営理念、ビジョン、中期経営計画等、会社の経営方針、経営戦略に関する事項を検討し、決定することにより、会社の戦略的方向付けを行うこと。
- 二 前号に掲げる事項のほか、次条各号により取締役会が決定することと定められている事項について、経営方針、経営戦略等を踏まえて独立した客観的な立場から多角的かつ十分な検討を行ったうえで決定を行い、取締役会への報告を要する事項についての報告を受けること。
- 三 執行役及び執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うため、執行役及び執行役員からの健全な企業家精神に基づく提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、執行役及び執行役員の迅速・果敢な意思決定を支援すること。
- 四 取締役、執行役及び執行役員の職務の執行を、独立した客観的な立場から監督すること。また、経営計画の進捗状況のモニタリングを行い達成状況を評価すること。仮に経営計画が達成できなかったときは、原因を分析して今後の計画に反映させるとともに、株主に開示を行うこと。
- 五 意思決定過程の合理性を担保するため、リスク管理体制及び内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制を整備、改善すること。
- 六 受託者として、株主に対して経営に関する説明責任を果たすこと、また適時かつ正確な情報開示が行われるよう、執行役及び執行役員を監督すること。

(取締役会における決定事項)

第 12 条 取締役会において決定すべき事項は以下各号に定めるものとする。

- 一 株主総会に関する事項
- 二 取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に関する事項
- 三 執行役及び執行役員に関する事項
- 四 会社の会計に関する事項
- 五 株式及び社債に関する事項
- 六 重要な業務に関する事項
- 七 その他法令定款及び別途取締役会にて定める決裁基準に基づき取締役会に付議すべき事項

(執行役)

第 13 条 執行役は、取締役会より委任された事項を決定し、また、当社の業務を執行する。

2 執行役は、法令の定める取締役会等への報告及び説明義務に加え、取締役がその責務を果たすために必要な情報を取締役会及び指名・監査・報酬各委員会に報告する。

(後継者計画)

第 14 条 取締役会は、代表執行役社長の後継者の計画について、指名委員会に現職の代表執行

役社長が毎期策定する原案を審議させ、その結果の報告を受け、原案の妥当性を確認する。

(取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等に関する方針)

第 15 条 取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の決定方針は、別紙 1 のとおりとする。

(取締役会の構成、取締役及び執行役の選任及び解任の基準)

第 16 条 取締役会は、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者など、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様な人材で構成するものとし、取締役候補者を決定する際には、かかる多様性に配慮する。取締役の人数は当面 10 名前後とし、3 分の 1 以上を独立社外取締役とする。

2 取締役及び執行役の選任及び解任の基準は、別紙 2 のとおりとする。

(受託者責任)

第 17 条 取締役、執行役及び執行役員は、株主に対するそれぞれの受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動しなければならない。

(社外取締役の独立性判断基準)

第 18 条 社外取締役の独立性判断基準は、別紙 3 のとおりとする。この基準に合致した社外取締役を独立社外取締役という。

2 指名委員会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めなければならない。

(独立社外取締役の役割・責務)

第 19 条 独立社外取締役の役割・責務は、以下各号に定めるとおりとする。

- 一 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと。
- 二 経営陣のパフォーマンスを随時評価し、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会のメンバーとして意見を表明すること。
- 三 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
- 四 会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること。
- 五 経営陣・支配株主等から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること。

(筆頭独立社外取締役)

第 20 条 独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役を選定する。

2 筆頭独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整、指名委員会・報酬委員会・監査委員会との連

携に当たる。

(社外取締役会議)

第 21 条 社外取締役は、定期的に社外取締役会議を開催し、情報交換と認識の共有を図るものとする。

(指名委員会)

第 22 条 指名委員会は、取締役会で選定された取締役指名委員全員をもって構成する。ただし、指名委員会の過半数は独立社外取締役でなければならない。指名委員会の委員の員数は、3 名以上とし、独立社外取締役である委員長を置く。

2 指名委員会は、法令又は定款の定めがある場合を除き、次の事項を決議する。

- 一 取締役の選任及び解任に関する基準の策定
- 二 株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容の決定

3 指名委員会は、取締役会からの諮問を受け、次の事項について指名委員会の意見を決議し、答申する。

- 一 執行役の選任及び解任
- 二 代表執行役の選定及び解職
- 三 特称執行役の選定及び解職

(報酬委員会)

第 23 条 報酬委員会の委員は、取締役会で選定された取締役報酬委員全員をもって構成する。ただし、報酬委員会の過半数は独立社外取締役でなければならない。また、報酬委員会の委員の員数は、3 名以上とし、独立社外取締役である委員長を置く。

2 報酬委員会は、法令又は定款の定めがある場合を除き、次の事項を決議する。

- 一 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（制度を含む）
- 二 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定（ただし、当該決定に関しては前号の方針に従う）

三 その他法令等、定款及び別途取締役会にて定める決裁基準に基づき報酬委員会に付議され又は取締役会に答申すべき事項

3 報酬委員会は取締役会からの諮問を受け、次の事項について報酬委員会の意見を決議し答申する。

- 一 執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（制度を含む）
- 二 執行役員の個人別の報酬等の内容の決定（ただし、当該決定に際しては前号の方針に従わなければならない）
- 三 その他取締役会又は執行役社長からの諮問事項

(監査委員会)

第 24 条 監査委員会は、取締役会で選定された取締役監査委員全員をもって構成する。ただし、監

査委員会の過半数は独立社外取締役でなければならない。また、監査委員会の委員の員数は、3名以上とし、独立社外取締役である委員長を置く。

2 監査委員会は、執行役及び取締役の職務執行の監査及び監査報告の作成を行うとともに会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の決定等を行う。

(取締役会実効性評価)

第25条 取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

(取締役会事務局)

第26条 取締役会が自由闊達で建設的な議論のなされる環境となるよう、取締役会事務局は以下各号を実施するものとする。

- 一 取締役会資料を早期に準備することに努め、遅くとも取締役会開催日の2営業日前までに全ての資料を閲覧できる状態にすること。
- 二 取締役会資料が、審議を行うために十分な内容を備えていることを確保すること。
- 三 社外取締役には事前に各議案の説明を行うこと。
- 四 開催頻度を適切に設定し、各回の審議時間を十分に確保すること。
- 五 事業年度の開始前に取締役会の年間開催スケジュールを取締役へ通知すること。

(取締役に対する支援体制)

第27条 取締役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、執行役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

2 当社は、社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された社外取締役事務局を設置する。

3 当社は、指名委員会、報酬委員会、監査委員会及び各委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された指名委員会、報酬委員会、監査委員会事務局を設置する。

4 社外を含む取締役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。

5 取締役会は、各取締役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認する。

(内部監査グループ)

第28条 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持向上に係る取締役会、執行役及び執行役員の責務遂行を支援する。

2 内部監査グループは代表執行役社長への定例報告、また必要に応じて臨時報告を行う。

3 内部監査グループと監査委員会は、子会社等への往査を協働して行うなど、日常的に連携に努め

る。

(取締役、執行役及び執行役員のトレーニング)

第 29 条 当社の社外取締役は、就任時に、当社グループの事業、財務、組織の状況、経営環境及び経営課題等につき、担当役員又は所管部署等から説明を受け、十分な理解形成に努めねばならない。就任後は取締役会議題の事前説明、経営戦略会議への参加、担当部門から個別案件説明、訪船等の現場視察などを通じて理解の深化に努めることとする。

2 当社の社内取締役、執行役及び執行役員は、競争法、インサイダー取引規制、反贈収賄等のコンプライアンスに関する研修を毎年受講しなければならない。

3 当社の執行役員は、就任後速やかに、会社法や金融商品取引法等に係る法的責任を中心とした外部セミナーに会社の費用にて参加するものとする。

4 当社の取締役、執行役及び執行役員は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンスの状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならない。

第 6 章 サステナビリティを巡る課題への取組み

当社グループは、大事にする価値観である「地球環境と持続可能な社会への貢献」を体現すべく、サステナビリティを巡る課題への主体的な取組みを通じて、社会課題の解決に貢献しつつ、成長機会の追求と中長期的な企業価値の向上に積極的・能動的に取り組む。

(サステナビリティ経営推進体制)

第 30 条 当社のサステナビリティ経営の推進体制の審議策定及び下部組織を統括するよう代表執行役社長を委員長とするサステナビリティ経営推進委員会を設置する。

(マテリアリティ)

第 31 条 当社グループは、中期経営計画に基づき、企業理念やビジョンを実現し、持続的成長や企業価値向上を果たしつつ、社会課題の解決にも貢献するために取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定し、必要に応じて見直しを行う。

(安全運航)

第 32 条 海運業を営むうえで安全運航の確立・維持は不変の使命であり、当社グループでは、企業理念やビジョンにおいて「安全で最適なサービス」を謳い、安全運航による社会への貢献を果たすために「安全運航体制の充実」「船舶管理体制の強化」「海事技術者の確保・育成の強化」の三本柱を進めていくこととする。

(環境保全)

第 33 条 当社グループは、事業活動が地球環境に負荷を与えることを自覚し、それを最小限にすべく環境憲章にその決意を掲げるとともに、この環境規制を正しく認識し、遵守する。

(人材育成)

第 34 条 当社は 100 年の歴史の中で挑戦と価値創造を支えてきた“K” LINE スピリット (自主独立、自由闊達、進取の気性) と 6 つの価値観 (「お客様を第一に考えた安全で最適なサービスの提供」、「たゆまない課題解決への姿勢」、「専門性を追求した川崎汽船ならではの価値の提供」、「変革への飽くなきチャレンジ」、「地球環境と持続可能な社会への貢献」、「多様な価値観の受容による人間性の尊重と公正な事業活動」) を体現しうる人材層を構築するため、会社から及び社員間での働きかけの両輪による人材の育成を進める。

第 7 章 株主等との目的を持った対話

当社は、株主等との建設的な対話に努め、その促進のための体制整備、取組みに関する方針を別途定める。

(株主等との対話窓口)

第 35 条 株主等との対話、面談への対応窓口はサステナビリティ・環境経営推進・IR・広報グループとし、長期的視点からの建設的な対話を求める株主に対しては、必要に応じて投資家説明会などにおいて対話の機会を設定し、出席者の調整を図る。

(株主等との目的を持った対話)

第 36 条 サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報を統括する執行役及び執行役員は、株主等との対話全般について総括を行い、建設的な対話を実現するよう目配りを行う。

2 サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報、経営企画、総務、財務、法務、会計、環境経営推進各部門の担当者をメンバーとする「ステークホルダーとの対話・協働に係る事務局」を設置し、株主等との対話を補助する各部門の有機的連携を図る。

3 個別面談以外にも、証券会社等が主催する国内外機関投資家向けカンファレンスや個人向け投資家説明会への参加や、ウェブ会議システムを活用した IR 活動などを行う。

4 対話において把握された株主等の意見・懸念を経営陣幹部等に対して適切かつ効果的にフィードバックするため、当該意見・懸念を受領した場合、その内容を「ステークホルダーとの対話・協働に係る事務局」に報告し、事務局が内容の重要性等に応じて適宜取りまとめて取締役会等に報告する。

5 株主等との対話に際して、インサイダー情報が漏洩するのを防止するため、株主等との個別面談や投資家説明会を行う際には、インサイダー情報の有無を確認し、その点に言及しないように留意する。

第 8 章 企業年金運用

(企業年金運用)

第 37 条 当社は、当社の企業年金（確定給付企業年金）がアセットオーナーとして期待される機能を適切に発揮できるよう、適切な人員配置等の取組みを行い、その取組みの内容を開示するものとする。また、加入者と当社との間に利益相反が生じないように適切に管理するものとする。

制定：2015 年 11 月 27 日

改正：2018 年 12 月 21 日

補訂：2019 年 4 月 1 日

2020 年 2 月 1 日

2021 年 4 月 1 日

改正：2021 年 12 月 17 日

改正：2022 年 4 月 28 日

補訂：2022 年 7 月 8 日

改正：2025 年 3 月 28 日

2026 年 4 月 24 日

取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等に関する方針

1. 取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等に関する方針の決定方法

取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定方針は、報酬委員会で審議のうえ、決定する。
執行役員の個人別の報酬等の決定方針は、報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定する。

2. 取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

取締役（執行役を兼務する者を除く）の個人別の報酬等の額は、各取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとする。

執行役（取締役を兼務する者を含む、以下同じ）及び執行役員の個人別の報酬等の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とし、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該執行役及び執行役員の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

3. 取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役及び執行役の個人別の報酬等は、上記方針に則り、報酬委員会で審議のうえ、決定する。

執行役員の個人別の報酬等は、上記方針に則り、報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定する。

執行役及び執行役員の業績連動報酬の額は、報酬委員会で決定された役員報酬に関する社則で定めた計算式に従い決定する。

以上

取締役及び執行役の選任及び解任の基準

取締役及び執行役の選任及び解任の基準は以下のとおりとする。

1. 取締役候補者の指名

取締役には、業務執行のモニタリングに資することのできる広く深い経験と知見とを有し、かつ人格に優れ、法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を指名する。

取締役候補者は、本条を踏まえ、指名委員会において公正、透明かつ厳格な審議を経て決定することとし、取締役会はその内容に従い取締役の選任に関する議案を株主総会に上程する。

2. 執行役の選任

執行役には、海運業に精通し、国際感覚、ビジネス感覚を備え、社内外の評価が高く、経営者として中期経営計画の実行に貢献でき、かつ法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。執行役の再任にあたっては、担当部門の業績等も考慮する。

執行役の決定は、取締役会の諮問に基づく指名委員会の答申を経たうえで、取締役会が行う。

3. 取締役及び執行役の解任

次の各号のいずれかに該当する場合、取締役会は、指名委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経た決定に基づき、取締役の解任に関する議案を株主総会に上程することができる。また、執行役については、取締役会の決議をもって解任することができる。

- 一. 取締役及び執行役としての適格性に欠けるとき
- 二. 取締役及び執行役として不正、又は背信行為があったとき
- 三. 取締役及び執行役として業務遂行上不相当であるとき
- 四. その他取締役及び執行役としてふさわしくない行為又は言動があり、会社との信頼関係を損ねたとき

以上

社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法の定める要件に加えて、社外取締役を選任するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりである。次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

1. 最近3年間において、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であったことがある者。

なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。

2. 最近3年間において、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。

なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超えるものをいう。

3. 最近3年間において、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。

4. 最近3年間において、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。また、最近3年間において川崎汽船グループから年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。

5. 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間において当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。

6. 上記各号に該当する者の配偶者又は二親等内の親族。

以上